

## 船舶事故調査報告書

平成28年5月19日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成27年7月29日 08時27分ごろ
発生場所	大分県中津市中津港 中津港北防波堤灯台から真方位270°700m付近 （概位 北緯33°37.0′ 東経131°14.5′）
事故の概要	漁船第3原野丸は、南東進中、また、プレジャーボート太平丸は、漂泊中、両船が衝突した。 太平丸は、船長及び同乗者が負傷し、外板に亀裂等が生じ、また、第3原野丸は、船底部に擦過傷が生じた。
事故調査の経過	平成27年8月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第3原野丸、1.96トン OT3-12363（漁船登録番号）、個人所有 8.05m(Lr)×1.71m×0.65m、FRP ガソリン機関、60kW（動力漁船登録票による）、昭和55年4月5日 B プレジャーボート 太平丸、総トン数なし なし、個人所有 2.97m(Lr)×1.33m×0.55m、FRP ガソリン機関、2.60kW、平成7年3月 第294-18852号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 73歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月14日 免許証交付日 平成25年10月23日 （平成31年8月10日まで有効） B 船長B 男性 79歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年2月3日 免許証交付日 平成26年4月28日 （平成31年8月25日まで有効）

死傷者等	A なし B 軽傷 2人（船長B及び同乗者）
損傷	A 船底部に擦過傷 B 右舷船尾部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、平成27年7月29日06時30分ごろ中津港の係留地を発し、中津港北防波堤の切り通し（以下「本件切り通し」という。）を抜けて、中津港北防波堤の西方沖約2,000mの漁場に向かった。</p> <p>船長Aは、漂泊しながら操業中、本件切り通しの西方沖で漂泊して釣りをしている小型船を認めた。</p> <p>船長Aは、08時22分ごろ、操業を終えて帰航することとし、本件切り通しを見た際、前路に他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないものと思い、船尾部に腰を掛けて本件切り通しに向けて約17km/hの対地速力で南東進した。</p> <p>船長Aは、08時27分ごろ船体に衝撃を感じて速力を落とし、B船と衝突したことが分かったので、船長B及びB船の同乗者をA船に乗せ、B船をえい航して中津港の岸壁に向かった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、07時50分ごろ本件切り通し西方沖で機関を止めて漂泊した。</p> <p>B船は、船長B及び同乗者が、船首部と船尾部にそれぞれ別れて釣りをしていたところ、衝突直前にA船がB船の船尾部に向かって近づいて来ることに気付いたが、どうすることもできずに、B船の船尾部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長B及び同乗者は、岸壁に止めていた各自の車で病院に向かい、船長Bが両膝打撲等と、同乗者が頸椎捻挫等とそれぞれ診断された。（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>A船は、航行中、船首が浮上して死角が生じるので、船長Aは、船首方に他船を見掛けたときには立った姿勢で見張りを行っていた。</p> <p>船長Bは、これまでの経験から漂泊中は航行する他船が避けて行くものと思っていた。</p> <p>船長B及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 A あり、B あり</p> <p>船体・機関等の関与 A なし、B なし</p> <p>気象・海象等の関与 A なし、B なし</p> <p>判明した事項の解析 A船は、中津港を南東進中、船長Aが、船首方に他船はいないものと思い、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p>

	<p>船長Aは、帰航を開始する際、前路に他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないものと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、中津港で釣りを行いながら漂流中、船長Bが、航行中の他船が漂流中のB船を避けて行くものと思い、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、これまでの経験から航行中の他船が漂流中のB船を避けて行くものと思ったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、中津港において、A船が南東進中、B船が漂流中、船長Aが、船首方に他船はいないものと思い、船首方の死角を補う見張りを適切に行わず、また、船長Bが、航行中の他船が漂流中のB船を避けて行くものと思い、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中に死角がある場合には死角を補う見張りを適切に行うこと。</li> <li>・漂流中であっても、見張りを適切に行い、いつでも避航できるよう準備をすることが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

